

2021年1月7日

内閣官房長官  
加藤 勝信 殿

## 新型コロナウイルス感染症特別措置法並びに感染症法等の 改正に向けた今後の検討に関する申し入れ

公明党新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 齊藤鉄夫  
政務調査会長 竹内 譲

新型コロナウイルスの感染拡大が全国各地で続く中において、政府は一都三県に対して緊急事態宣言を発出することとした。

今後の蔓延防止と感染者の重症化予防の対策を強化し、国民の命を守るため、これまでの対策の結果をふまえ、可及的速やかに、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法（以下、特措法）並びに感染症法等を改正すべきと考える。法改正の検討にあたり、下記の事項について申し入れる。

### 記

#### 【特措法】

- 新型コロナウイルス感染症の流行状況が見通せない現状においては、当面、現行の指定感染症として講じている措置を引き続き選択できるよう検討すること。
- 臨時の医療施設のあり方について、検討すること。具体的には、緊急事態宣言中に限られている開設時期について、病床のひっ迫を回避する観点から柔軟な対応を可能とすること。
- 緊急事態宣言発出後はもとより、それ以前の段階から、地域や対象を定めて重点的に行う検査や感染拡大防止のための地域・業種を絞った営業時間短縮などを含めて、都道府県知事が必要な要請を行うことができるよう法定化を検討すること。

その際、地方公共団体の取組の実効性を確保するための罰則やその手続きのあり方についても基本的人権の尊重とバランスをとって法定化を検討すること。

また、地方公共団体の態勢の確保や支援のあり方についても十分留意すること。

- 多数の者が利用する施設（敷地を含む）を管理する者が、蔓延防止に向け、講ずることができる措置を明確化すること。

#### 【感染症法・検疫法】

- 感染者の重症化により適切に対応するため、宿泊療養・自宅療養についても法定化したうえで実効性を確保すること。あわせて宿泊療養の質を見直すこと。その際、保健所設置市及び特別区の役割を明確化すること。また、やむを得ず自宅療養とする場合の管理体制を検討すること。

- 保健所が行う国内蔓延防止対策と感染者の命を守る医療の提供が車の両輪として機能するよう、感染者を把握する保健所設置市及び特別区と医療提供体制の調整を行う都道府県の情報連携・情報共有を進める規定を法律上明記すること。

積極的疫学調査の実効性を高める事項については、罰則も含めて幅広く検討し、必要な対応策を法定化するとともに、業務負担の軽減を図ること。

また、都道府県の病床確保及び入院調整機能についても法律に明記し、医療提供体制の強化を図ること。

- ウイルスの変異だけでなく、解剖をはじめとした手法で死因究明も実施し、国立国際医療研究センターが関係学会と連携して重症化因子の同定に役立てること。

- All JAPAN での感染症対策を支える調査研究等の仕組みづくりに向けて、平時と緊急時、国が責任を持って実施すべきことと競争的に実施すべきことを明確に整理した上で、総合的な仕組みの構築を行うこと。その中核となる国立感染症研究所と国立国際医療研究センターにおいて、国で行うべきことと独立行政法人として行った方がいいことが混在していることから、徹底的に見直すこと。  
また、国がリーダーシップを発揮して、迅速に透明性をもって調査研究ができるよう、AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）だけではなく、厚生労働科学研究の枠組みを機動的に用いることができるようにすること。必要に応じて国立医薬品食品衛生研究所と連携すること。
  
- 感染症の専門家等を組織化して、クラスターが発生した医療機関等の現場に派遣することについて検討すること。